

1 働き方改革関連法案の国会採決時の附帯決議

働き方改革法案が国会で採決される際、衆議院・参議院双方の厚生労働委員会で、改善基準告示の見直しの検討を進めるべきとする附帯決議がなされている。

第156回労働政策審議会労働条件分科会資料
(令和元年11月25日)

参議院厚生労働委員会附帯決議(平成30年6月28日)

- 二、働き過ぎによる過労死等を防止するため、労使合意に基づいて法定労働時間を超えて仕事をするのできる時間外労働時間の上限については、時間外労働の上限規制が適用される業務だけでなく、適用猶予後の自動車の運転業務や建設事業等についても、時間外労働の原則的上限は月45時間、年360時間であり、労使は36協定を締結するに際して全ての事業場がまずはその原則水準内に収める努力をすべきであること、休日労働は最小限に抑制すべきことについて指針に明記し、当該労使に周知徹底を図るとともに、とりわけ中小企業に対し、その達成に向けた労使の取組を政府として適切に支援すること。
- 六、時間外労働時間の上限規制が5年間、適用猶予となる自動車運転業務、建設事業、医師については、その適用猶予期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性ある取組を関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ、推し進めること。
- 七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。
- 八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。
- 九、改正労働基準法第140条第1項の遵守に向けた環境を整備するため、荷主の理解と協力を確保するための施策を強力に講ずるなど、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的取組を速やかに推進すること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議(平成30年5月25日)

- 二 時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

2 附帯決議を受けた改善基準告示見直しの検討状況①

附帯決議を受け、厚生労働省では令和元年から下記のとおり検討を開始している。

● 令和元年11月25日

労働政策審議会労働条件分科会(※)において、改善基準告示の改正の検討のため、同分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」の設置を決定

※ 労働基準法や関係省令・告示等の改正等について議論する公労使三者構成の審議会

● 令和元年12月19日

第1回「自動車運転者労働時間等専門委員会」を開催

※ トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれの労使委員と公益委員で構成

※ 国土交通省自動車局安全政策課長がオブザーバー参加

● 令和2年1月31日

第1回「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査検討会」(トラック関係)を開催

※ 公労使三者構成で、トラック、バス、ハイヤー・タクシーそれぞれで開催(「専門委員会」の構成員が3分野に分かれて議論。スライド4参照)

令和元年12月19日現在

自動車運転者労働時間等専門委員会 委員名簿

(公益代表委員)		
小田切 誠 子	東京医科大学公衆衛生学分野講師	
川 由 琢 芝	筑波大学ビジネスサイエンス系教授	
皆 藤 若 典	立教大学経済学部教授	
等 由 二 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授	
藤 村 博 芝	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授	
崎 角 道 代	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	

(労働者代表委員)		
池之谷 満	日本私鉄労働組合総連合会交通政策局長	
鎌 由 佳 祐	全国交通運輸労働組合総連合会軌道・バス部会事務局長	
賀 正 祐	全国交通運輸労働組合総連合会トラック部会事務局長	
又 松 勇 浩	日本私鉄労働組合総連合会社会保障対策局長	
松 冢 次 夫	全国自動車交通労働組合連合会書記長	
世 冢 正 祐	全日本運輸産業労働組合連合会中央副執行委員長	

(使用者代表委員)		
齋 藤 隆 隆	京成バス株式会社代表取締役社長	
清 沢 祐 祐	西新井相互自動車株式会社代表取締役社長	
武 倉 利 善	昭栄自動車株式会社代表取締役	
渡 島 祐 祐	日本通運株式会社執行役員	
種 由 浩 祐	東武バスウエスト株式会社代表取締役社長	
島 渡 雅 敏	公益社団法人全日本トラック協会 副会長	

(五十音順、敬称略)



今後の予定 スライド3参照

実態調査検討会、第2回専門委員会での検討結果を踏まえ、令和2年秋頃に実態調査を実施。
実態調査結果を踏まえ、令和3年中に、専門委員会でも告示見直しについて検討し、労働条件分科会を経て告示改正を行う。

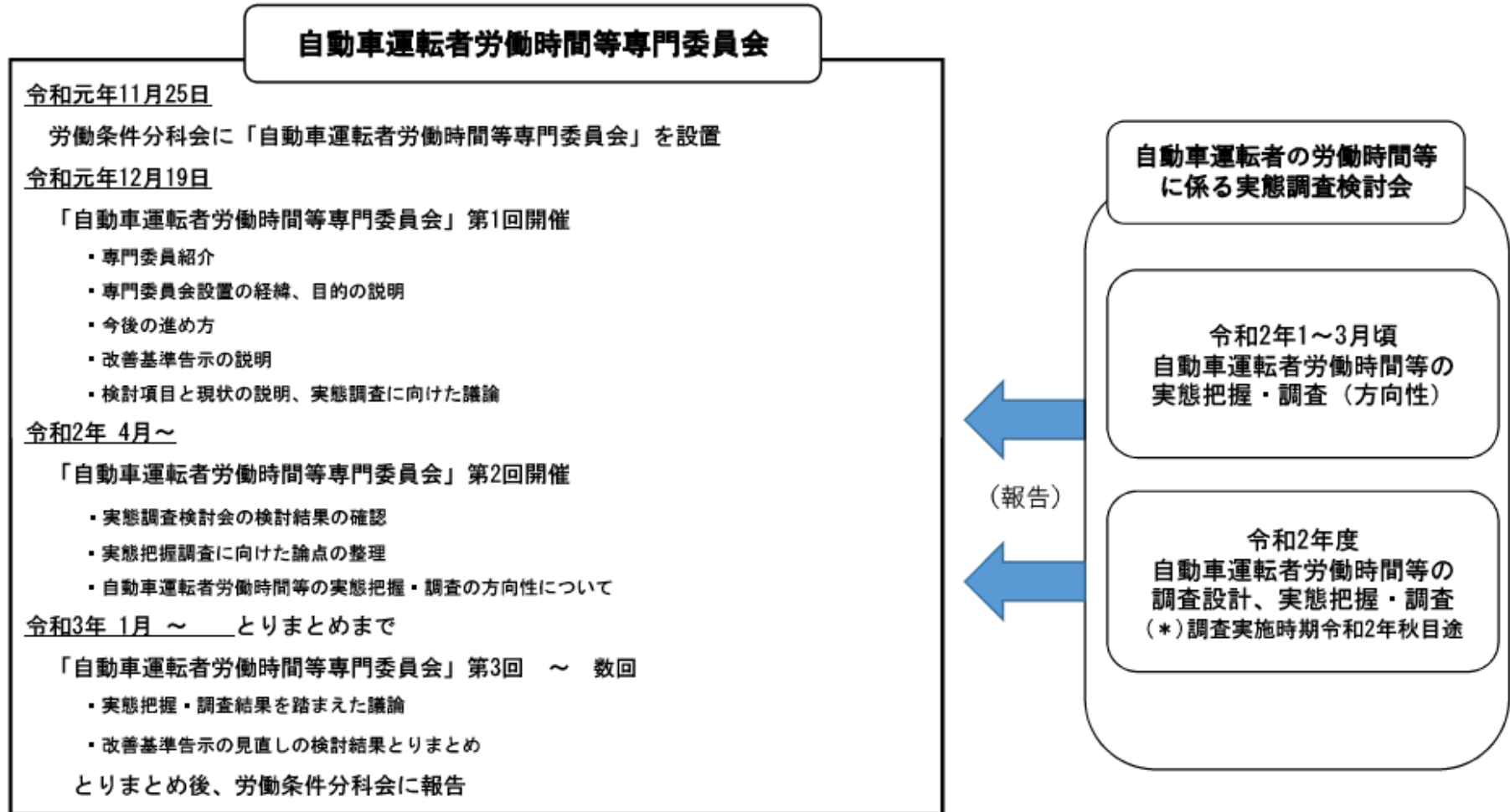
令和4年～5年度中を周知期間とし、令和6年4月(上限規制適用時)に改正告示を施行する。

2 附帯決議を受けた改善基準告示見直しの検討状況②

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料
(令和元年12月19日)

資料2-4

労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の今後の進め方(案)



(参考)

- ・ 令和3年12月 告示改正・公布
- ・ 令和4年1月～令和6年3月 周知・施行準備期間
- ・ 令和6年4月 施行（自動車運転者の上限規制適用猶予期間終了と同時に）

2 附帯決議を受けた改善基準告示見直しの検討状況③

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料
(令和元年12月19日)

※ 受託者：株式会社富士通総研

自動車運転者の労働時間等に係る実態調査検討会事業(委託事業)

資料3

概要等

- 事業概要
ハイヤー・タクシー、トラック、バスの3分野について、それぞれ専門家による検討会を設置し、労働政策審議会及びその分科会や専門委員会等で審議された内容を基に、自動車運転者を使用する事業場に対する実態調査等、今後実施すべき具体的事項等について検討を行うもの。
- 実施主体
委託事業にて実施する。

検討会

議論の内容は原則公開とする

ハイタク



トラック

バス

専門委員会等で審議された内容を基に、実態調査等今後実施すべき具体的事項について各分野で検討

ハイ・タク

寺田 一薫	東京海洋大学大学院海洋工学系流通情報工学部門教授
両角 道代	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
久松 勇治	日本私鉄労働組合総連合会社会保障対策局長
松永 次央	全国自動車交通労働組合連合会書記長
清水 始	西新井相互自動車(株)代表取締役社長
武居 利春	昭栄自動車(株)代表取締役

トラック

藤村 博之	法政大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授
首藤 若菜	立教大学経済学部教授
貫 正和	全国交通運輸労働組合総連合会トラック部会事務局長
世永 正伸	全日本運輸産業労働組合連合会中央副執行委員長
浜島 和利	日本通運(株)執行役員
馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会副会長

バス

小田切 優子	東京医科大学公衆衛生学分野講師
川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
池之谷 潤	日本私鉄労働組合総連合会交通政策局長
鎌田 佳伸	全国交通運輸労働組合総連合会軌道・バス部会事務局長
齋藤 隆	京成バス(株)代表取締役社長
横田 浩昭	東武バスウエスト(株)取締役社長

オブザーバー

厚生労働省、国土交通省等

実態調査

令和2年度を
めどに実施



検討会にて検討した
実施すべき具体的
事項を基に
実態調査を実施

経過報告

報告書作成



結果を
とりまとめて報告
議論の参考とする

報告

自動車運転者労働時間等専門委員会

2 附帯決議を受けた改善基準告示見直しの検討状況④

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料
(令和元年12月19日)

資料4-2

改善基準告示見直しの主な論点

- 働き方改革関連法の国会附帯決議を踏まえ、過労死等の防止の観点から総拘束時間等の改善について改善基準告示の見直しが必要。
- ハイヤー・タクシー、トラック、バスといった業態、長距離運行と近距離運行といった運行内容、都市と地方といった地域差等の実態をよく把握した上での見直しが必要。

拘束時間

(※労働時間(法定+時間外+休日)+休憩時間)

- ・働き方改革関連法の施行を踏まえどうあるべきか
(令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間)
- ・過労死等の防止の観点から、どう見直すべきか

休息期間

(※1日一拘束時間)

- ・拘束時間の議論を踏まえどうあるべきか
- ・インターバル規制との関係について

連続運転時間

(※4時間の後30分の休憩)

- ・安全性を確保しつつ、生産性向上に資するための見直しについて

その他

- ・年960時間の猶予期間終了後のさらなる改善について
(将来的に一般則適用)
- ・危険物輸送など緊急時の拘束時間の適用除外について

(参考)トラック運転者の改善基準告示の推移

第1回自動車運転者労働時間等専門委員会資料
(令和元年12月19日)

トラック運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間を平均1週48時間 ○1日 11時間	○2週平均1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週平均1週78時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週 143時間 ○4週 273時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週 143時間 ○4週 273時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○1月 293時間 ○1年 3,516時間 (3,516時間を超えない 範囲で1月320時間 まで延長可) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上
運転時間	規定なし	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間
連続運転時間	規定なし	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実 作業時間は、1日について2時 間以下、1年について150時間 以下	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定
休日労働	4週間につき2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週 間の総拘束時間が156時間(13 週間×12か月)を超えない範 囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間、1日の拘束時 間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間、1日の拘束時 間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1 月、1年、1日の拘束時間の範 囲内
特例	2人乗務及び隔日勤務につい て別規定あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船について特例 あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる

※赤字は前回からの改正点

(参考) 運輸業における働き方改革関連法の適用

時間外労働の上限規制のほかにも、様々な法改正が順次施行される。

運輸業における働き方改革関連法の施行スケジュール

